

田原市地域公共交通会議財務規則の改正について

○改正理由・目的

国土交通省では、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ支援が行われています。

田原市では第3次田原市地域公共交通戦略計画（地域公共交通計画）を令和6年3月に策定し、計画において、コミュニティ乗合交通「ぐるりんバス」の必要性・位置付け・役割等を記載し、補助系統として記載しておりますが、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われ、補助金執行について変更がありました。

これまで、地域内フィーダー系統である「ぐるりんバス市街地線」、「ぐるりんバス童浦線」、「ぐるりんバスサンテパーク線」、「ぐるりんバス表浜線」に関する補助金は、乗合運行事業者が申請者及び交付先となり、補助金を差し引いた額を委託料として精算していました。

補助金執行の変更後は、地域内フィーダー系統については申請者及び交付先が市町村法定協議会へと変更となります。

フィーダー補助金についてはバス事業年度終了後の11月に交付申請を行い、交付申請を行った会計年度中に交付が行われます。例年3月に交付決定がなされ、国の会計整理期間である4月末までに補助金が支払われています。

現行の田原市地域公共交通会議財務規則では第2条3項に「交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。」とあり、補助金執行の変更に対応することができません。

そのため、計画制度と補助制度の連動化を反映させるため、田原市地域交通会議財務規程の内容を別添「資料4-2、4-3」のとおり、改正させて頂くものであります。

	現行		法定計画(地域公共交通計画)の有無	経過措置期間 (～令和6年事業年度)		経過措置期間終了後 (令和7年事業年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位	乗合事業者 又は 都道府県・市町村法定協議会	都道府県法定計画あり	都道府県法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者	都道府県法定計画	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(幹線)	乗合事業者	補助対象外	
フィーダー	生活交通確保維持改善計画(フィーダー) ※主に市町村単位	乗合事業者、 自家用有償旅客運送者 又は 市町村法定協議会	都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者等	市町村法定計画	市町村法定協議会
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	乗合事業者等	補助対象外	

田原市地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、田原市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第 16 条の規定に基づき、田原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 交通会議の予算は、田原市、交通事業者など委員が所属する団体からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。ただし、出納は翌年度 5 月 31 日をもって閉鎖するものとする。

4 会長は、第 2 項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを、速やかに市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

（予算区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第 5 条 会長は交通会議の運営及び事業の遂行上やむをえないと判断した場合は、歳出予算の流用及び予備費を充用することができる。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第 6 条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第 7 条 会長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議出納員を命ずること

ができる。

- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、田原市の例により行うものとする。

- 2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第8条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを、速やかに市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月27日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 補助金	1 補助金	1 補助金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

田原市地域公共交通会議財務規程（案） 新旧対照表

現 行	改 正 後 （ 案 ）
田原市地域公共交通会議財務規程 (趣旨) 第1条 この規程は、田原市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第16条の規定に基づき、田原市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (予算) 第2条 交通会議の予算は、田原市、交通事業者など委員が所属する団体からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 2 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを、速やかに市長に送付しなければならない。 第3条～第10条 略	田原市地域公共交通会議財務規程 (趣旨) 第1条 この規程は、田原市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第16条の規定に基づき、田原市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (予算) 第2条 交通会議の予算は、田原市、交通事業者など委員が所属する団体からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 2 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。<u>ただし、出納は翌年度5月31日をもって閉鎖するものとする。</u> 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを、速やかに市長に送付しなければならない。 第3条～第10条 略

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月27日から施行する。

田原市地域公共交通会議財務規程（案） 新旧対照表

現 行			改 正 後 （ 案 ）		
別表第1(第4条関係) 歳入予算の款、項及び目の区分			別表第1(第4条関係) 歳入予算の款、項及び目の区分		
款	項	目	款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金	1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	4 諸収入	1 諸収入	1 雑入
別表第2(第4条関係) 歳出予算の款、項及び目の区分			別表第2(第4条関係) 歳出予算の款、項及び目の区分		
款	項	目	款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費	1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費		2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費	3 補助金	1 補助金	1 補助金
			4 予備費	1 予備費	1 予備費